

第10回農業委員会定例会(議事録)

1	日 時	令和4年10月31日(月)	午前10時00分 午前11時00分
2	場 所	竹原市民館2階 第2・第3会議室	
3	出席農業委員	1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 4 宮崎委員, 5 渡橋委員 7 土居委員	
	欠席農業委員		
	推進委員	沖野推進委員, 岡田推進委員, 土居推進委員, 須賀推進委員 大木推進委員, 山本推進委員	
4	説明員	國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事	
5	審議案件	<p>議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第45号 農地法第5条の許可を受けた土地における 履行延期承認申請及び事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第46号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第47号 非農地証明申請について</p> <p>報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和4年第10回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、2番山元委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、6番 赤坂委員です。</p> <p>それでは、日程第1、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、新庄町字白石176番、字片山687番3、689番3、689番5、716番の計5筆、地目はいずれも田、面積は計2,764㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始するために申請されたものです。</p> <p>営農計画はナス、ほうれん草、豆類、梅、ビワ、レモンを作付けする予定です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
沖野 推進委員	<p>申請地は、賀茂川中学校から南東へ約950m付近にあります。</p> <p>現地確認したところ、耕作可能な農地でした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第2、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、下野町字夏目垣内3443番、3444番4の計2筆、地目は畑1筆、田1筆、面積は計985㎡です。</p> <p>駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。</p>
土居 推進委員	<p>申請地は、中通小学校から南へ約100m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に2番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。 2番の申請地は、下野町字西上条2667番の1筆、地目は田、面積は1,054㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った土居推進委員から補足説明をお願いします。
土居 推進委員	申請地は、東野小学校から南東へ約800m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。次に3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の4ページをご覧ください。 3番の申請地は、東野町字山田889番1、889番2の計2筆、地目はいずれも田、面積は計423㎡です。 長善寺の駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。こちらは第9回総会にて保留になった案件です。この度、第9回総会時点では申請書に記載がなかった水路の設置について、新たに記載した申請書が再度提出されましたので、再審議をお願いいたします。 説明は以上です。

議 長	現地確認を行った岡田推進委員から補足説明をお願いします。
岡田 推進委員	申請地は、東野小学校から南へ約 50m付近にあります。 現地確認時、耕作されていましたが、収穫後に整備を開始すると聞いております。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次の 4 番、5 番については関連がありますので、一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2～3 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、新庄町字松ノ木 39 番 1 の 1 筆、地目は田、 面積は 195 m ² です。 5 番の申請地は、新庄町字松ノ木 39 番 2 の 1 筆、地目は田、 面積は 274 m ² です。 4 番、5 番を合わせた面積は合計 469 m ² です。 駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は、東野小学校から北東へ約 400m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 6 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。</p> <p>6番の申請地は、新庄町字片山690番5の1筆、地目は田、面積は451㎡です。</p> <p>駐車場及び資材置場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。既に駐車場及び資材置場として利用を開始していたため、所有者から始末書の提出を受けており、所有者は深く反省し、今後は関係法令を順守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
沖野 推進委員	<p>申請地は、賀茂川中学校から南東へ約1,000m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に7番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の3ページ、参考資料の7ページをご覧ください。</p> <p>7番の申請地は、新庄町字下神田1149番1の1筆、地目は田、面積は1,111㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。</p>
沖野 推進委員	<p>申請地は、賀茂川中学校から南東へ約250m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>

議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に8番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の8ページをご覧ください。 8番の申請地は、田万里町字鍛冶屋垣内1949番1の1筆、地目は田、面積は1,049㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った渡橋委員から補足説明をお願いします。
渡橋委員	申請地は、田万里地域交流センターから東へ約500m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に9番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の4ページ、参考資料の9ページをご覧ください。 9番の申請地は、竹原町字上新開3581番4（仮換地34街区2-3画地）の1筆、地目は田、面積は272㎡（換地後の面積は202.81㎡）です。 当該農地は、区画整理区域内にあるため、転用後も地目が宅地とならず、農地のままになっているために、転用許可が必要となるものです。 自己住宅の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、区画整理区域内にある第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。

須賀 推進委員	申請地は、竹原市役所から北へ約 600m 付近にあります。 現地確認時、既に住宅が建築されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 10 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 4 ページ、参考資料の 10 ページをご覧ください。 10 番の申請地は、竹原町字多井二ノ割 2619 番 1, 2620 番 3 の計 2 筆、 地目はいずれも田、面積は計 632 m ² です。 資材置き場、工事用車両駐車場及び転回用地の用途で利用することに伴い、 所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種 農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った須賀推進委員から補足説明をお願いします。
須賀 推進委員	申請地は、竹原西地域交流センターから南西へ約 850m 付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 11 番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 4 ページ，参考資料の 11 ページをご覧ください。</p> <p>1 1 番の申請地は，吉名町字瀬戸 934 番 1，935 番 1 の計 2 筆，地目はいずれも畑，面積は 345 m²です。</p> <p>資材置場の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第 2 種農地と判断いたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。</p>
大木 推進委員	<p>申請地は，吉名地域交流センターから北東へ約 1,100m 付近にあります。現地確認時，耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に 1 2 番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の 4 ページ，参考資料の 12 ページをご覧ください。</p> <p>1 2 番の申請地は，吉名町字上郷附 4871 番 1 の 1 筆，地目は田，面積は 437 m²です。</p> <p>貸駐車場の用途で利用することに伴い，所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり，第 3 種農地です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った大木推進委員から補足説明をお願いします。</p>
大木 推進委員	<p>申請地は，吉名地域交流センターから西へ約 400m 付近にあります。現地確認時，耕作されていませんでした。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑，意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。</p>

	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次の13番, 14番, 15番については関連がありますので, 一括して審議を行います。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の5ページ, 参考資料の13ページをご覧ください。 13番の申請地は, 高崎町字上内浜915番2, 918番の計2筆, 地目はいずれも田, 面積は計842㎡です。 14番の申請地は, 高崎町字上内浜920番1の1筆, 地目は田, 面積は846㎡です。 15番の申請地は, 高崎町字上内浜969番の1筆, 地目は田, 面積は327㎡です。 13番, 14番, 15番を合わせた面積は合計2,015㎡です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い, 所有権を移転するものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山本推進委員から補足説明をお願いします。
山本 推進委員	申請地は, 高崎城会館から北西へ約400m付近にあります。 現地確認時, 耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑, ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑, 意見なし」の声あり
議 長	ないようですので, 本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に日程第3, 議案第45号「農地法第5条の許可を受けた土地における履行延期承認申請及び事業計画変更承認申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の 6 ページ，参考資料の 14～16 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は，東野町字下青田 1798 番，1801 番，1802 番 1，1845 番，字上青田 1868 番の計 5 筆，地目はいずれも田，面積は計 5,206 m²です。</p> <p>太陽光発電設備の用途で利用することに伴い，令和 3 年 5 月 26 日付け指令竹農委第 5-3-15 号，5-3-16 号で許可を受けたものです。資材の入荷が遅れている等の理由により，工期を令和 4 年 2 月 28 日までから，令和 5 年 5 月 31 日までに変更するため，履行延期承認申請があったものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の 6 ページ，参考資料の 17～19 をご覧ください。</p> <p>2 番の申請地は，竹原町字上新開 3600 番 1（仮換地 32 街区 3-1 画地），3600 番 2（仮換地 32 街区 3-2 画地），3600 番 3（仮換地 32 街区 3-3 画地），3600 番 4（仮換地 32 街区 3-4 画地），3600 番 5（仮換地 32 街区 3-5 画地），3600 番 6（仮換地 32 街区 3-6 画地），3600 番 7（仮換地 32 街区 3-7 画地），3600 番 8（仮換地 32 街区 3-8 画地）の計 8 筆，地目はいずれも田，面積は計 1,635 m²（換地後の面積は計 1,230.09 m²）です。</p> <p>創建ホーム株式会社が分譲住宅用地の用途で利用することに伴い，所有権を移転するため，令和 3 年 8 月 30 日付け指令竹農委第 5-3-31 号で許可を受けた土地です。販売区画を増加させるために，区分割を変更するものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	これよりご審議願います。ご質疑，ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を承認することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり

議 長	異議なしと認めます。よって本件を承認することに決定いたします。 続きまして、日程第4、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の7ページ、参考資料の20ページをご覧ください。 本議案は、「農用地利用集積計画の決定について」となっております。 今回利用権設定の申出があった案件の面積は計2,242.19㎡、 対象人員は、貸し手が1人、借り手が1人です。 内容につきましては、参考資料20ページのとおりとなっております。 本議案が可決の場合、令和4年11月1日付けで、公告いたします。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。 次に日程第5、議案第47号「非農地証明申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の8ページ、参考資料の21ページをご覧ください。 1番の申請地は、新庄町字片山690番2、691番2、691番3、724番の計4筆、地目はいずれも田、面積は計2,121㎡です。 690番2、691番2及び691番3については、30年以上前から一部建物が存在し、建物部分以外は庭・通路及び駐車場として利用されています。 724番については、20年以上前から農地として管理しておらず、原野の状態となっており、地目変更登記を行うために申請されたものです。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で第2種農地と判断いたします。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った沖野推進委員から補足説明をお願いします。
沖野 推進委員	申請地は、賀茂川中学校から南東へ約1,000m付近にあります。 現地確認時、690番2、691番2及び691番3については、既に住宅が建築され、724番については原野の状態となっており、耕作不可能な状態になっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。

	「質疑，意見なし」の声あり
議 長	ないようですので，本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	(異議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。次に日程第6，報告第16号「農地法第3条の3第1項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の9ページ，参考資料の22～26ページをご覧ください。 令和4年9月に農業委員会に届出のあった件数，筆数，面積について報告いたします。 件数は8件，筆数は田30筆，畑19筆の計49筆， 面積は計19,638.09㎡の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の22～26ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き，事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	○タブレット端末の導入について説明
議 長	以上をもちまして，令和4年第10回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し，相違ないことを証するため，ここに署名する。

令和4年10月31日

議 長 祐本 征武

署名委員 山元 禮子